ところ・各教室とも、身体障害者福祉センター（餌釣）
定　員・各20人
※時間はいずれも13時から16時まで、教材費は実費負担となる場合があります。いずれも定員になり次第締め切ります。
申問身体障害者福祉センター　☎49－0104

結核検診が胸部総合検診に変わります

昨年まで行っていた結核検診が、今年度から結核検診と肺がん検診を同時に行う「胸部総合検診」に変わります。
詳しいことは、後日チラシを配布しますのでご覧ください。
問保健センター☎42－9055

義手・肢体等の巡回相談

義足、義手、下肢装具等の交付や再交付、修理の巡回相談を行います。また、現在医療機関で治療を受けていないかたで、手、肩、足腰等が不自由なかたへの身体障害者手帳の交付、等級変更等についての相談も受け付けます。相談を希望されるかたは、五月十七日までに福祉事務所へお申し込みください。
とき・5月24日（金）
ところ・総合福祉センター
申・問福祉事務所（内線405）

相談

ひとりで悩まずに（5月の各種相談）

いじめ・子育て一般
毎週月曜日～金曜日
9時～16時
☎42－0769

フリーダイヤル
0120－110624

教育・毎週月曜日～金曜日
9時～16時
☎43－2208

国税・27日
10時～16時
年金・毎週月曜日～木曜日
10時30分～15時30分
交通事故・7日、14日、21日
10時～15時
法律・1日、15日（6／3）
公証人・9日
13時～16時
人権・22日
10時～15時
※法律は事前に生活課（内線206）へお申し込みください。

□会　場□
いじめ・子育て一般と教育はサン・アビリティーズ大館、年金は市役所年金相談所、人権は生活課相談コーナー、その他は市役所会議室です。

その他

市立総合病院 外来受付日をご確認ください

◇新患受付曜日の異なる科
第一内科・火、金曜日のみ
第二内科・月、木曜日のみ
第三内科・水曜日のみ
※再来は毎日受け付けます。また、受付時間は、新患、再来ともに11時までです。

◇受付時間に差がある科
眼科
月、水曜日は11時まで、火、木、金曜日は10時30分までの受け付けとなります。

◇曜日により休診がある科
皮膚科
火、木、金曜日のみ11時まで受け付けます。

◆前記以外の診療科は、新患、再来とも毎日11時までの受け付けとなります。
問市立総合病院　医事課
☎42－5370（内線126）

市税の納め忘れはありませんか？

市では、五月を七年度の市税の滞納整理強化月間としています。市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの納め忘れがないかもう一度お確かめください。もし納め忘れがありましたら至急納めていただきますようお願いします。
問収納課（内線226）

不動産取得税の軽減

住宅を建築（新築・増築・改築）した場合は不動産取得税が課税されます。しかし、次の要件を満たした住宅で不動産取得申告書を提出した場合は、最高で三十万円の税額の軽減を受けることができます。
・床面積が40㎡以上（共同住宅では1世帯当たり35㎡以上）200㎡以下であること
・床面積1㎡当たりの価格が17万6千円以下であること
※床面積には住宅用付属家（車庫・物置）などを含みます。
要件に該当するかたは、お早めに不動産取得申告書（用紙は税務課、県税事務所にあります）を提出してください。
問北秋田県税事務所　☎49－2211

市民の善意

▽**農林課扱い**
大館北ロータリークラブ
さつき35本（10万円相当）
▽**社会福祉協議会扱い**
佐々木義幸さん（長面）
香典返しとして　20万円
小松原常浩さん（大町1区）
香典返しとして　10万円

春の水道配水管洗浄

次の日程で水道配水管を洗浄します。一時的に水が濁ることがありますが、その際はしばらく水を流したままにしてください。

日程	洗浄区域
5／7（火）	長根山、東台全区、金坂、柄沢（一部）、桂城、赤館、東二ツ屋
8（水）	部垂町、相染町、一心町、桜町、向町（一部）、南町、新町、谷地町、旭ケ丘、田代町全区、曙町
9（木）	中町、向町、新地、泉町、東新、東町、常盤木町、馬喰町、三の丸、長倉町、大町全区
13（月）	水門町、豊町、田町、栄町、末広町、大正町、弁天町、新富町、寺町、昭和町、仲見世
14（火）	川原町、独鈷町、通町、大下町、鉄砲場、愛宕町、古川町、東有浦町、有浦4～6丁目（一部）
15（水）	有浦1～3丁目、有浦4～6丁目（一部）、御成町2～4丁目（一部）
16（木）	清水町、清水南町、中道、清水町住宅、中道1区、御成町2～4丁目（一部）、御成町5丁目
20（月）	御成町1丁目全区、東成町、下代野全区

※この後の日程は次号でお知らせします。
洗浄時間：いずれも21時～3時
問水道課（内線337）

韓国旅行に助成　県では、秋田空港発着の韓国チャーター便を利用される30人以上の団体、1団体につき20万円助成しています。　申問県企画調整部交通政策課　☎0188－60－1283